

新潟県食品衛生法施行細則及び新潟県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第17号

新潟県食品衛生法施行細則及び新潟県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県食品衛生法施行細則(昭和48年新潟県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(へい死した獣畜の肉等の検査) 第3条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号) <u>第49条</u> に規定する食鳥検査員とする。	(へい死した獣畜の肉等の検査) 第3条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号) <u>第31条</u> に規定する食鳥検査員とする。
第18条 <u>削除</u>	(食品衛生責任者の届出) 第18条 <u>条例別表第1の1の項第6号イ及び別表第1の2の1の項第6号イの規定による届出は、別記第13号様式によるものとする。</u>
(食品衛生に関する講習会) 第19条 <u>省令別表第17第1号ロ(3)の都道府県知事等が適正と認める講習会は、次に掲げる講習会とする。</u> (1) <u>食品衛生責任者養成講習会(食品衛生責任者を養成するための講習会として知事が認める講習会をいう。)</u> (2) <u>前号に掲げる講習会のほか、これに準ずるものとして知事が認める講習会</u>	(食品衛生に関する講習会) 第19条 <u>条例別表第1の1の項第15号イ及び別表第1の2の1の項第13号イの講習会は、次に掲げる講習会とする。</u> (1) <u>食品衛生責任者養成講習会(食品衛生責任者を養成するための講習会として知事が定める講習会をいう。以下同じ。)</u> (2) <u>食品衛生責任者実務講習会(食品衛生責任者として最新の知見を修得するための講習会として知事が定める講習会をいう。以下同じ。)</u>
2 <u>省令別表第17第1号ハ(1)の都道府県知事等が認める講習会は、次に掲げる講習会とする。</u> (1) <u>食品衛生責任者実務講習会(食品衛生責任者が食品衛生に関する新たな知見を習得するための講習会として知事が認める講習会をいう。)</u> (2) <u>前号に掲げる講習会のほか、これに準ずるものとして知事が認める講習会</u>	2 <u>食品衛生責任者養成講習会は、食品衛生責任者を定めた日又は変更した日から1年以内に、当該食品衛生責任者に受講させるものとする。</u> 3 <u>食品衛生責任者実務講習会は、食品衛生責任者に定期的に受講させるものとする。</u> 4 <u>条例別表第1の1の項第15号イ及び別表第1の</u>

	<p>2の1の項第13号イの規則で定める者は、次の各号に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) <u>食品衛生責任者養成講習会</u></p> <p>ア <u>法第48条第6項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>イ <u>栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士である者</u></p> <p>ウ <u>調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師である者（以下「調理師」という。）</u></p> <p>エ <u>製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第2条に規定する製菓衛生師である者（以下「製菓衛生師」という。）</u></p> <p>オ <u>船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）第2条に規定する船舶料理士の要件を備える者</u></p> <p>カ <u>アからオまでに掲げる者のほか、これらに準ずる者として知事が認めた者</u></p> <p>(2) <u>食品衛生責任者実務講習会</u></p> <p>ア <u>調理師のうち受講させる必要がないと知事が認めた者</u></p> <p>イ <u>製菓衛生師のうち受講させる必要がないと知事が認めた者</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる者のほか、これらに準ずる者として知事が認めた者</u></p> <p>第13号様式（第18条関係） 食品衛生責任者設置（変更）届出書（略）</p>
--	---

（新潟県食品衛生条例施行規則の一部改正）

第2条 新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項を削る。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>営業の衛生基準</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 許可営業施設等の管理基準</p> <p><u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）別表第17（第3号ル、第8号及び第11号リを除く。）及び別表第18に掲げる基準によること。この場合において、省令別表第17第1号イ中「法第50条の2第1項に規定する営業を行う者（法第62条第3項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。）」とあり、並びに同号（イを除く。）並びに同表第9号及び第10号中「営業者」とあるのは、「許可営業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>営業の衛生基準</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 許可営業施設等の管理基準</p>

第4 届出施設の管理基準

省令別表第17（第1号、第3号ル、第8号及び第11号リを除く。）及び別表第18に掲げる基準によること。この場合において、省令別表第17第9号及び第10号中「営業者」とあるのは、「条例第4条の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

1 共通基準

新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号。以下「法施行条例」という。）別表第1の1の項又は別表第1の2の1の項に掲げる基準によること。

2 特定基準

(1) 製造業

法施行条例別表第1の2の項第2号又は別表第1の2の2の項第2号に掲げる基準によること。

(2) 販売業

法施行条例別表第1の2の項第4号又は別表第1の2の2の項第4号に掲げる基準によること。

(3) 食品行商（菓子類製造販売行商に限る。）

法施行条例別表第1の2の2の項第2号キに掲げる基準によること。

第4 届出施設の管理基準

1 共通基準

法施行条例別表第1の1の項又は別表第1の2の1の項に掲げる基準によること。

2 特定基準

法施行条例別表第1の1の項第15号ア又は別表第1の2の1の項第13号アに掲げる基準によること。この場合において、これらの規定中「許可営業者」とあるのは、「条例第4条の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の新潟県食品衛生条例施行規則別表の第3及び第4に掲げる基準については、この規則の施行の日から起算して1年間は、なお従前の例による。